

議案第150号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、さいたま市内の町の区域を別紙変更調書1及び変更調書2のとおり変更するものとする。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書 1

大字高木字東浦に編入する区域

大字清河寺字中原807の一部、807の2、807の3、808から810までの各一部、821の一部、822の一部、829の一部、830の一部、840の一部、841の1の一部、841の2の一部、842の一部、880の一部、881の一部、894の一部、895の一部、896の4、909の1、909の3、912の2、915から920まで、921の一部、923の一部、924の一部、大字清河寺字北原925の一部、925の2、925の3、927の一部、942から945までの各一部、955の一部、956の一部、957の3の一部、957の4、957の5、958の1から958の3までの各一部、961の1の一部、961の5の一部、962の2から962の4まで、963から967まで、968から970までの各一部、971、972、大字高木字後谷1688の2の一部、1689の1の一部、1690の一部、1768の1の一部、1768の2の一部、1769の一部、1770の一部、1775の1の一部、1804の8の一部、1807の4、1808の5、1809の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

大字清河寺字北原に編入する区域

大字清河寺字中原921の一部、922、923の一部、924の一部、大字高木字後谷1817の1の一部、1817の2の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部

(平成21年5月27日調査)

(別紙)

変 更 調 書 2

大字高木字東浦に編入する区域

大字清河寺字北原 9 5 7 の 1、 9 5 7 の 2 及び 9 6 2 の 1

(平成 2 1 年 5 月 2 7 日調査)